改正後

L 目 的 (趣旨)

第1条 県土整備部 (各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局及び各県土整備事務所を含む。(以下「県土整備部等」という。))が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業(以下「調査検討事業」という。)について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、新技術等実現化調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 略

2 委員の任期は<u>2</u>年とし、再任を妨げない。ただし、 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。 改正前

1 目 的 (趣旨)

第1条 県土整備部<u>及び各総合事務所県土整備局</u>(以下「県土整備部等」という。)が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業(以下「調査検討事業」という。)について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 略

2 委員の任期は<u>1</u>年とし、再任を妨げない。ただし、 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。 (趣旨)

第1条 県土整備部 (各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局及び各県土整備事務所を含む。(以下「県土整備部等」という。)) が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業(以下「調査検討事業」という。)について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、新技術等実現化調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 公平性、客観性、透明性を確保するため、委員は、県民、学識経験者、土木系関係団体等のうちから、鳥取県県土整備部長(以下「部長」という。)が委嘱する。
- 2 委員の任期は<u>2</u>年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第3条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 会長は、部長が依頼する調査検討事業について、調査の必要性、期待される効果、実施方法等が妥当かどうか検討・選別を行うため、委員会を招集する。

その際、必要に応じて、調査検討事業の検討状況や結果の説明を求めることができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審議結果)

第5条 会長は、委員会における審議結果を部長に回答するものとする。

(公表)

第6条 事務局は、委員会における審議結果について、ホームページで公表するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、評価に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

(報償費及び交通費)

第8条 委員への報償費及び交通費は、県が別に定める規定等に基づき支払うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、技術企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 県土整備部及び各総合事務所県土整備局(以下「県土整備部等」という。)が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業(以下「調査検討事業」という。)について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 公平性、客観性、透明性を確保するため、委員は、県民、学識経験者、土木系関係団体等のうちから、鳥取県県土整備部長(以下「部長」という。)が委嘱する。
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。

(会長)

- 第3条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

- 第4条 会長は、部長が依頼する調査検討事業について、調査の必要性、期待される効果、実施方法等が妥当かどうか検討・選別を行うため、委員会を招集する。
 - その際、必要に応じて、調査検討事業の検討状況や結果の説明を求めることができる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審議結果)

第5条 会長は、委員会における審議結果を部長に回答するものとする。

(公表)

第6条 事務局は、委員会における審議結果について、ホームページで公表するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、評価に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

(報償費及び交通費)

第8条 委員への報償費及び交通費は、県が別に定める規定等に基づき支払うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、技術企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。